公的年金の現状と課題



保険・年金研究部門 中嶋 邦夫 nakasima@nli-research.co.jp

―年金制度の基本構造

1 2 階建てとは?

日本の公的年金制度の構造は「2階建て」だと 言われる。これは、会社員や公務員などが老後 に受け取る年金が、基本的に定額で支給される 部分と、現役時代の報酬に応じて年金額が決ま る部分の2つの要素から構成されることを示して いる ([図表-1])。前者の基本的に定額で支給 される部分は、1985年改正で基礎年金として整 理され、会社員や公務員だけでなく自営業者や 専業主婦などにも共通する年金制度となってい る。20歳以上60歳未満の国民は基礎年金制度に 加入することになっており、保険料の未納や免 除の期間がある場合を除いて、原則として定額 の年金が支給される。一方、現役時代の報酬に 応じて年金額が決まる部分は報酬比例部分と呼 ばれ、民間会社員が加入する厚生年金と、公務 員等が加入する共済年金とに分かれている。な お、現在、共済年金を厚生年金に統合する法案 が国会に提出され、継続審議となっている。こ れが成立すれば、将来的には会社員も公務員も 同じ負担をし、同じ給付を受けることになる。

「図表-1] 公的年金制度の構造



(注)被保険者数は2006年3月末。

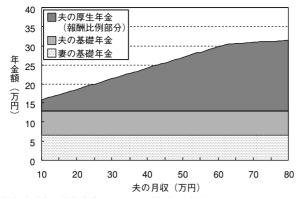
(資料) 社会保障国民会議雇用・年金分科会資料

2 年金額から見た2階建て構造

以下では、専業主婦世帯(注)の会社員を例に、 家計から見た2階建ての構造を解説する。

前述のように、会社員が受け取る年金は、基 礎年金と厚生年金(報酬比例部分)から構成さ れる ([図表-2])。基礎年金の支給額は、40年 間保険料を納めた場合に受け取れる満額で、月 額約6.5万円である(注2)。専業主婦である妻も、同 様に基礎年金を受け取れる(注3)。厚生年金(報酬 比例部分)の月額は、「再評価後の平均標準報 酬×給付乗率×加入年数 | で計算される。再評 価とは、過去に受け取った賃金の額を、現在の 賃金水準に換算(再評価)する操作を指す。例 えば、過去に額面20万円で受け取った報酬があ り、その時点から現在にかけて平均賃金が20% 上昇していた場合、20万円が24万円(=20万 円× (1+0.2)) に再評価される。再評価後の平 均標準報酬とは、このようにして個人の過去の 賃金を修正したものを、厚生年金の加入期間に ついて平均した金額である。これにかけあわせ る給付乗率は、過去の給与に対する年金額の水 準を決めるための値である。現在は、加入期間 の伸びを考慮して調整されている途上にあり、 最終的には5.481/1000となる。また、加入年数 は厚生年金に加入していた年数である(注4)。

「図表-2] 年金額の構造(専業主婦世帯の例)



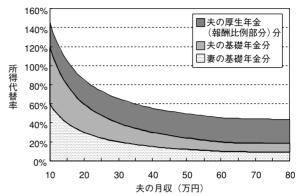
(注)年金額の計算方法については(注6)を参照。

上記の計算式に従って、厚生年金に40年間加 入した専業主婦世帯の年金額の内訳を示したも のが図表-2である。金額を見てみると、夫の月 収が34.8万円(注5)の政府試算のモデル世帯の場 合、2006年度の年金額は22.7万円(注6)で、その内 訳は夫婦の基礎年金が合計で13万円(夫婦6.5万 円ずつ)、夫の厚生年金(報酬比例部分)が9.7万 円である。これが、月収が半額の17.4万円の世帯 の場合、夫婦の基礎年金が合計で13万円、夫の 厚生年金(報酬比例部分)が4.9万円で、合計の 年金額は17.9万円となる。逆に月収が2倍の69.6 万円の世帯の場合、年金額や年金保険料の計算 上は月収62万円、賞与1回あたり150万円(いず れも2006年度)となるので、夫婦の基礎年金が 合計で13万円、夫の厚生年金(報酬比例部分) が18.5万円で、合計の年金額は31.5万円となる。

このように、定額で支給される基礎年金と報酬に比例する部分から構成されているため、世帯の収入が少なければ年金額全体に占める基礎年金の比率が大きく、収入が少なければ厚生年金(報酬比例部分)の比率が大きくなる。この状況を、年金水準の指標である所得代替率(=世帯の年金額・世帯の手取り収入(賞与は月当たりに換算して加算))でみると、モデル世帯では59.7%、モデル世帯の半分の収入の世帯では43.5%と、収入が少ないほど所得代替率が高くなって

おり、定額で支給される基礎年金によって所得再分配機能が働く制度となっていることがわかる(図表-3)(注7)。

[図表-3] 所得代替率 (専業主婦世帯の例)



(注)計算の前提は、(注6)を参照。

3 | 2階建て以外の特徴

日本の公的年金制度は、2階建て構造以外にもいくつかの特徴がある。その中でも、スライドと受給期間は、個人にとっても制度全体にとっても大きなポイントである。

スライドとは、経済状況の変化に合わせて、年金給付の実質的な価値を維持することをいう。公的年金制度は、加入してから約40年間保険料を納め、受給する期間も約20年にわたる。この長い年月の間には、物価の上昇や生活水準の向上が起こりうる。現在の制度では、原則として(注8)、支給開始時の年金額は1人あたりの賃金上昇率に応じて、支給開始後の年金額は物価上昇率に応じて毎年改定されることになっている。

一方の受給期間については、終身年金であることと、支給開始年齢がポイントである。終身年金とは、受給者が死亡するまで給付が受け続けられることをいう。企業年金などでは給付期間を年数で定めるもの(有期年金)が多く見られるが、この場合は所定の期間より長生きすると給付が全く受けられなくなる。一方、終身年金の場合は、どんなに長生きしても生存している限りは年金が受け取れる。なお、日本では長

寿化が進展してきているため、終身年金の場合、 受取期間が延び、結果として年金の総給付額が 増える傾向にある。そこで、長寿化の動向や雇 用環境の動向にあわせて、支給開始年齢を段階 的に引き上げる改正が行われてきている。現在 の制度では、最終的に65歳まで引き上げられる ことになっている。

2---2004年改正のポイント

1 | 給付の自動調整で財政健全化を確保

日本の人口は、過去の予測を超えて少子化や 長寿化が進んできている。現役世代の保険料収 入で老齢世代への給付をまかなう仕組みを採っ ている公的年金財政においては、収入が減って 支出が増える赤字化傾向が続いていることを意 味する。その中で年金財政を持続させるには、 保険料の引き上げか給付の引き下げしか方策が ない。そこで1985年以降、将来の過大な負担を 避けつつ給付が過小にならないように、両者の

「図表 -	- 47	> h	まで	の改正	の概要

負担 給付				
制度 改正 年	最終保 険料率 (注)	給付 乗率	スライト [*] 率	支給 開始 年齢
1954	(4.7%)	0.0050	_	60歳
1960	(3.8%)	引上げ		
1965	(6.9%)	引上げ		
1969	(12.6%)		_	
1973	15.1%		導入	
1976	15.9%			
1980	26.2%			
1985	22.2%	引下げ		
1989	24.2%			
1994	22.9%		引下げ	引上げ
2000	21.4%	引下げ	引下げ	引上げ
2004	18.3%		引下げ	

- (注1) 1969年改正までの最終保険料率は明示されていないが、財政再 計算おける最終的な保険料率を記した。
- (注2) 1994年改正までの最終保険料率は、2004年改正との比較が容易 になるよう、月収(標準報酬月額)ベースでの値を1.3で除して 年収(総報酬)ベースとして記載した。
- (資料) 駒村ほか (2005) 「年金改革の決定過程」、中嶋ほか (2005) 「厚 生年金改革の数理 |、厚生労働省年金局数理課(2005) 『厚生年 金・国民年金平成16年再計算結果』

バランスを考慮しながら制度改正が進められて きた。具体的には、将来の負担水準を示す最終 保険料率(注9)が年収に対する割合で2割を大幅に 超えないように、給付乗率の引き下げやスライ ド率の引き下げ、支給開始年齢の引き上げなど の給付削減策が行われてきた([図表-4])。

しかし、負担の増加や給付の縮小は、長期的 には必要な政策であっても、短期的には政治的 に難しい問題になることがある。特に従来は、5 年ごとの財政再計算の結果をもとに、給付水準 を先に決めてから、それに必要な保険料を決定 する方式を採ってきたため、政治的な判断によ って負担の増加や給付削減が先送りされるケー スがみられた。

そこで2004年改正では、まず、将来世代の負 **担が過大にならないように将来の保険料水準を** 法律に明記し、その負担で賄える範囲内で給付 を行うよう、年金財政の方針が転換された。確 かに、これまでも負担が過大にならないように 改正されてきたが、今回の保険料を法律に明記 して固定した点は、将来世代に負担が先送りさ れるリスクを避けるという意味で、大きな変化 といえる。

決められた保険料の下で、年金財政が破綻し ないように年金額を調整するルールが「マクロ 経済スライド」である。おおまかには、従来は 基本的に1人あたり賃金の伸びに応じていた年金 額の改定(スライド)が、年金財政が健全化す るまでは総賃金(加入者全員の賃金の合計)の 伸びに応じた改定に切り替わるのがポイントで ある。これには、少子化に伴う働き手の減少、す なわち年金財政にとっての保険料収入の減少に 応じて、支出である年金額を減らす効果がある。

これらのルールの導入により、従来は経済や 人口の変化を受けて5年ごとに議論されていた公 的年金の見直しが、一定のルールの下で自動的 に行われることになった。このルール化(自動 化) こそが、2004年改正の一番のポイントとい えよう。

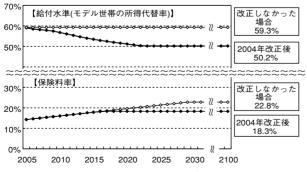
2 | 経済や人口の状況次第で年金額が変動

以下では、会社員が加入する厚生年金を例に、 具体的な水準を見ながら、マクロ経済スライド の影響を見ていく。

将来の負担となる保険料率は、マクロ経済スライドを導入しなかった場合には22.8%にまで上昇する見込みだったものが、同制度の導入により18.3%に抑えることが可能になった([図表-5])。この水準は、同制度を導入しなかった場合より低いだけでなく、2000年改正時に計画されていた19.8%も下回っており、2004年改正は2000年改正よりも将来の負担を軽減する内容となっている。

その一方で、マクロ経済スライドによって給付水準は次第に低下する。前述のモデル世帯の所得代替率でみた将来の給付水準は、導入しなかった場合には59.3%だったものが、2004年改正時の政府試算の標準的な前提条件では、2023年にかけて段階的に50.2%まで低下する見込みとされた([図表-5])。これは、2004年改正によって、これまでの制度が続いていた場合と比べて、将来の給付水準が実質的に約15%(=1-50.2%÷59.3%)低下することを意味する(注10)。

[図表-5] 保険料率と給付水準の見通し



(資料) 社会保障審議会年金数理部会(2005)『平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証!

さらに、経済や人口の前提が変わった場合には将来の給付水準が変化する。これは、経済や人口の前提によって、年金財政の健全化に必要な給付の削減幅が変わってくるためだ。例えば、経済や人口の状況が想定より悪化した場合には、年金財政を健全化するために、より長期にわたってマクロ経済スライドを継続して給付削減を進める必要がでてくる。逆に、経済や人口の状況が想定よりよければ、少ない給付削減で年金財政を健全化できることになる。

2004年改正時の政府試算では、例えば、出生率が改善して経済も好調な場合には2019年にマクロ経済スライドの適用が終わって約11%の給付削減にとどまり、逆に出生率が低めで経済が不調な場合には2033年までマクロ経済スライドの適用が続いて給付削減が約23%にも及ぶ見込みとなっている。

経済や人口の状況が想定より悪化した場合な どには大幅な給付削減が必要になるが、給付水 進が下がりすぎると、老後収入の柱としての年 金の機能が果たせなくなる。そこで2004年改正 法の附則では、モデル世帯の所得代替率50%、 すなわち2004年改正を行わなかった場合と比較 して約15%低下した水準を、給付の下限と設定 している。5年ごとに行われる政府の年金財政検 証の結果、次の財政検証を行うまでに給付水準 が下限を下回りそうな場合は、マクロ経済スラ イドを終了(中止)するなど所要の措置を講ず ることになっている。しかし、措置の内容やそ のための財源は現時点では決まっておらず、そ の時点で政治的に判断する必要が出てくる。 2004年改正では上述した政治的なリスクを回避 するルールができたと評価できるが、給付水準 の下限の確保策等については問題が先送りされ た状態になっている。

3---2004年改正後の年金論議

1 基礎年金をめぐる議論

2008年の前半に、基礎年金をめぐる議論が活 発化した。発端は、2007年10月の経済財政諮問 会議で民間議員が提出した資料だ。同資料では、 (1) 国庫負担を1/2として現行の保険料方式を維 持する考え方と、(2) 国庫負担2/2 (全額税方 式)へ切り換える考え方の2つが、基本的方向の 選択肢として提示された。加えて、いずれの方 向性をとるにせよ、2009年度の1/2への引き上げ を進めるべきだとしている。その後、新聞各紙 や政治家、経済団体などから様々な改正案が提 示され、百家争鳴の状況になった。

社会保障国民会議は、2008年5月に第1分科会 が基礎年金の財政方式を全額税方式などに変更 した場合の年金財政と家計への影響を試算し、 2008年6月に会議の中間報告と分科会の中間とり まとめを公表した。中間報告では、保険料の未

「図表-6] 社会保険方式と税方式の比較

	メリット	デメリット
税方式	①保険制度への加入、 未加入、保険料の 未納等にかかわらず 老後の年金を給付 することができる ②保険料徴収の事務 が合理化できる ③社会的に幅広く負 担することで公平感 が高まると考えられる	①負担と給付の関係が曖昧となり、また財政状況によっては給付の権利性が脅かされることもある②移行期に追加的負担が必要となる
社会保険方式	①原理的には給付と 負担の関係が分かりやすく、またそのために負担に応じるという給付されるという給付の権利性が確保されやすい ②税方式などに転換することによる移行期の費用負担が無くてすむ	①未納者について老後の所得保障が得にくくなる ②保険料の徴収もれなど、徴収事務にかかわる問題が避けられない ③現実の制度としては給付・負担関係への不公平感を生んでいる

(資料) 社会保障国民会議第1分科会(2008)「中間とりまとめ:社会保 障制度健全化の鍵は現役世代の活力」

納問題はマクロ的には年金財政に大きな影響を 与えないが、継続的な未納者が将来無年金者や 低年金者となって生活保護受給者となる可能性 がある点で、未納問題を現行制度の重大な問題 と位置づけている。その上で、第1分科会(雇 用・年金)の中間とりまとめでは、社会保険方 式と税方式のメリットとデメリットを ([図表一 61) のようにまとめ、2つの財政方式を対立的に ではなく補完的にとらえる視点も重要だと述べ ている。

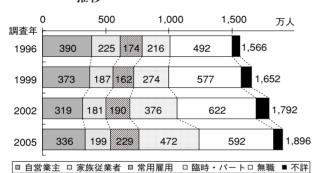
中間とりまとめでは、未納問題は少なくとも 公的年金制度の財政的持続可能性にはほとんど 影響を与えないという理由から、税方式のメリ ットに未納問題の解消(消却)を挙げていない。 この理由だけから税方式のメリットとしない扱 いには議論の余地があろうが、中間報告では社 会保険方式下での対策として未納者の属性に合 わせた積極的な対策を挙げている([図表-7])。

[図表-7] 社会保障国民会議が中間報告で指摘し た未納対策と納付率に与える影響

- ①低所得者については、免除制度の積極的活用(事実 上の税方式による最低保障)を行う。
 - $\Rightarrow +13.1\% (+9.6\%)$
- ②非正規雇用者・非適用事業所雇用者については、厚 生年金の適用を拡大するとともに、雇用主による代 行徴収を行う。
 - $\Rightarrow \pm 10.2\%$
- ③確信的不払い者(多くは中高額所得者)について は、徹底した強制徴収を実施する。
 - $\Rightarrow +6.7\% (+5.0\%)$
- (注) 上記の値は、それぞれの未納対策が完全に効果を及ぼした場合の、 納付率(平成18年度66.3%)に与える影響の考えられる最大値。 カッコ内の数値は、②による重複を考慮した場合の納付率に与え る影響
- (資料) 社会保障国民会議(2008)「社会保障国民会議中間報告|

このうち重要なのは非正規雇用者等への厚生 年金の適用拡大と雇用主による国民年金保険料 の代行徴収である。国民年金(第1号被保険者) は自営業者を対象とする制度との印象が強いが、 現実には雇用者が自営業者よりも多く(「図表ー 81)、その雇用者で納付率が低いことが問題とな っている。現在は厚生年金が適用されていない 非正規雇用者等についても、賃金労働者として、 正規雇用者と同じ年金を適用すべきとの意見が あり、国会に提出されている被用者年金一元化 法案には厚生年金の適用拡大が盛り込まれてい る。しかし法案に盛り込まれている拡大範囲は 非常に限られているため、その効果は小さいと 見られている。そこで、国民年金の被保険者と して残る非正規雇用者等については、厚生年金 と同様に、雇用主が給与天引きなどを通じて国 民年金保険料を代行徴収する案が出ている。

[図表-8] 就業状況別にみた国民年金加入者数の 推移



(資料) 社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」

また、未納対策を進めた上での無年金者、低年 金者への対策として、生活保護とは別の高齢者 向けの最低生活保障制度を推す意見も多い。高 齢者の場合、同じ低所得状態にあっても、就業 機会の獲得によって生活保護状態から復帰でき る現役世代とは、生活保護の意味合いが異なっ てくる。現役世代と高齢者で別の生活保護制度を 設ける動きは、すでにドイツなど諸外国でみられ る。また、高齢者の住宅確保の問題については、 政府が7月に発表した「社会保障の機能強化の ための緊急対策~5つの安心プラン~」に、福 祉施策とも連携した高齢者の居住の安定の確保 のための法整備を行う方針が盛り込まれている。

2 基礎年金以外の論点

上記の基礎年金に関連する以外の論点として は、第3号被保険者や在職老齢年金などが採りあ げられている。

専業主婦やパートで働く主婦など、会社員や 公務員など第2号被保険者に扶養される配偶者 で、年齢が20歳以上60歳未満、かつ年収130万円 未満の場合は、第3号被保険者に分類される ([図表-1])。第3号被保険者については、従来、 「保険料を直接負担しないのに基礎年金を受け取 れる」という批判があった。しかし、2004年改 正で導入された年金分割制度では、離婚時に第 3号被保険者が請求すれば自動的に婚姻期間に相 当する年金額の1/2を受け取れる制度となり、そ の根拠として専業主婦世帯の夫が納めた保険料 は夫婦で共同負担しているとの整理が法律に明 記された。その一方で、第3号被保険者個人に国 民年金保険料を課すべきとの意見や、税方式化 によって第3号被保険者問題を抜本的に解消すべ きとの意見もある。

在職老齢年金については、「働くと年金額が減る」という観点から年金受給者の就労に抑制的に機能するという意見と、在職老齢年金の受給を条件に高齢者雇用が進展しているという両面の意見がある。前述の「社会保障の機能強化のための緊急対策~5つの安心プラン~」では、「知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備」を掲げ、高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討など企業の雇用確保の対象年齢の引き上げ措置の定着を図る取り組みに加え、意欲ある高齢者の勤労促進のための在職老齢年金制度の見直しの検討が盛り込まれている。しかし具体的な方策は明示されておらず、今後の課題となっている。

4----これからどうすればよいか

1 何が重要な問題か

上述したとおり、現在の議論は基礎年金の財 政方式が中心になっているが、国民の多くを占 める会社員や公務員の世帯にとっての最大の課 題は、公的年金の縮減であろう。2007年2月に公 表された年金財政の暫定試算では2004年改正時 より明るい見込みとなったものの、2004年改正 前の水準と比べて、基本となる前提の場合に給 付水準が13%低下する見込みとなっている。さ らに少子化が進んだ場合や経済が想定したほど 改善しなかった場合には、マクロ経済スライド による年金財政健全化が達成できずに下限の水 準(改正前から15%低下した水準)になったり、 あるいは、財政健全化のために、さらなる引き 下げが行われる可能性がある。老後収入の大半 を公的年金でまかなっている引退後の会社員や 公務員の世帯にとっては、公的年金の大幅な水 進低下は問題である。

家計は、このような状況に備えるために、私 的年金での準備を増やさなければならない。私 的年金には企業年金と個人年金があるが、企業 年金は、人件費の圧縮や国際会計基準の影響な どを受けて、確定拠出年金への移行など老後に 向けた準備のリスクを個人に振り向ける傾向が 見られる。そこで、今後は、個人(家計)で老 後の計画をしっかりと立て、準備していくこと が必要になる。

2 | 家計の課題と政府の課題

家計として行うべき準備の第1段階は、自らが 受け取れる年金額を知ることにある。政府は、 来年から「ねんきん定期便」を通じて国民1人1 人の年金見込額の情報提供を開始する。定期便 を読み、老後生活における収支状況を考えて、 必要な準備を行う必要がある。第2に、公的年金 制度について理解を深める必要がある。例えば、 第1節では実質価値が維持される点や終身年金で ある点を公的年金の特長として挙げたが、世論 調査の結果を見ると国民にはあまり理解されて いない([図表-9])。家計は、これらの公的年 金の性質をよく理解した上で、私的な準備を検 討する必要があろう。

[図表-9] 公的年金制度の仕組みや役割について の認識

	93年 5月 調査	98年 3月 調査	03年 2月 調査
物価や賃金の上昇に応じた年金額が保障さ れる	31.4%	27.8%	31.7%
障害者になったり世帯の生計を支えている 者が死亡した場合にも保障が受けられる	32.1%	30.0%	42.5%
死ぬまで、生涯にわたり年金が受けられる	51.3%	43.9%	55.6%
現役で働いている世代が、年金を受け取っ ている高齢者を扶養するという制度である	55.9%	52.8%	58.0%
保険料を支払った期間に応じて年金が受け られる	61.8%	48.5%	62.5%
20歳になれば、学生を含めた国民の誰も が、加入する義務がある	62.1%	46.1%	66.7%
その他	0.1%	0.3%	0.3%
わからない	3.7%	4.3%	4.2%

(資料) 内閣府『公的年金制度に関する世論調査』

政府としては、国民の安心できる老後のため に、公的年金の縮減分への対応策に配慮する必 要がある。具体的には、「ねんきん定期便」など を通じた情報提供と、税制などによる私的準備 の優遇策を充実させる必要があろう。例えば、 ねんきん定期便では、発行時点の制度に基づく 年金見込額だけでなく、マクロ経済スライドを 反映した最終的な給付水準や調整の終了年など の見込みも通知すべきであろう。近年、公的年 金に対する関心が高まる中で、年金に関する情 報源が政府等の広報からマスコミにシフトして いる ([図表-10])。 政府が直接通知することで、 より現実的な年金見込額を把握できるとともに、 財政健全化の達成可能性をマスコミを通さずに 直接知ることが出来るようになる。また、国民 の理解不足に合わせた年金制度に関する情報提 供や、国民の不安に合わせた照会の受け付けも

重要な課題であろう。

「図表-10」公的年金制度の情報源

	4000年	2000 H	
	1993年	2003年	
テレビ・ラジオ	30.4%	53.7%	
新聞・雑誌	30.3%	42.4%	
都道府県・市町村の広報	41.2%	29.5%	
社会保険事務所の広報	41.4/0	22.8%	
国の広報	8.6%		
職場の福利厚生情報	32.2%	18.5%	
友人・知人	16.7%	12.3%	
専門書	1.2%	1.2%	
その他	3.3%	1.5%	
わからない	6.5%	4.7%	

(注) 複数回答。

(資料) 内閣府『公的年金制度に関する世論調査』

第2に、私的年金の優遇策を充実させる必要が ある。日本と同様に公的年金を縮減させる改正 を行ったドイツでは、縮減とセットで、年金見 込額の通知と私的年金の優遇策(リースター年 金)を導入した。一般的な私的年金の優遇策は 所得控除であり、課税所得が低い世帯ではメリ ットが少ないという問題やメリットがわかりに くいという問題がある。これに対してリースタ 一年金では、加入時にいったん補助金を支給し た上で、年間の税の申告の際に補助金と所得控 除の有利な方を選択できる制度を導入し、上記 の問題に対処している。

公的年金に対しては様々な意見や指摘が多く、 何が重要な問題かがわかりにくくなっている。 まずは、老後収入を確保するための大きな手段 であるとの基本に立ち返って、自らの年金と向 き合う必要があるだろう。

- (注1) 厚生労働省が設定しているモデル世帯は、夫もしくは妻 のどちらかのみが働く片働き世帯(専業主婦世帯もしく は専業主夫世帯)を指すが、本稿では記述を簡略化する ために、片働き世帯の多くを占める専業主婦世帯を採り あげる。
- (注2) 実際に支給される年金額には経過措置が適用されるが、こ こでは制度概要の理解のために、社会保障審議会年金部 会(2007年4月26日)資料に記載された2006年度の本来額を 記載する
- (注3) 妻に厚生年金等に加入した期間があれば、それに応じた 厚生年金などが支給されるが、ここでは妻が1度も厚生 年金等に加入していないと仮定する。
- (注4) 実際の年金額の計算は年額で行われるため、ここで示し た加入年数の代わりに加入月数が用いられる。
- (注5) この金額は2006年度の標準報酬月額の平均。モデル世帯 の年金額を計算する際は、この平均的な標準報酬月額を 受け取り続けると仮定されている。また、年間の賞与は 月収の3.6倍で、夫婦は同一年齢と仮定されている。以上 の仮定については、本稿も踏襲している。
- (注6) 年金額の計算にあたっては、社会保障審議会年金部会 (2007年4月26日)配付資料および社会保障審議会年金数理 部会(2005)『平成16年財政再計算に基づく公的年金制度 の財政検証』と同様の計算方法を採用した。具体的には、 賞与は、合計で月収の3.6倍が年2回にわけて支給されると 仮定し、報酬比例部分の給付乗率は経過措置終了後の値 を利用して、各種の経過措置を考慮しない2006年度の65 歳時点の本来額を求めた。
- (注7) また、給付水準の比較に用いられる59%や50%というモ デル世帯の所得代替率は制度設計を代表する指標にすぎ ず、実際には所得などによって様々な所得代替率がある ことも、この図からわかる。
- (注8) 年金財政が健全化するまでは、マクロ経済スライドが適 用され、原則よりもスライドが抑制される。次節参照。
- (注9) 与えられた前提条件の元で年金財政が長期的に成立する ために必要な保険料の水準。昭和29年の制度改正から、実 際に徴収する際の保険料率を当面は低く抑え、段階的に 最終保険料率まで引き上げる仕組みが導入されている。そ のため、この水準や到達年度が、将来世代にどの程度の 負担を強いているかの指標となる。
- (注10)前節で触れたように、所得代替率は世帯収入や世帯構成 などによって異なるが、この約15%という低下率は、ど の世帯収入や世帯構成にも共通する。